二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

○国土交通省、環境省令第二号（令和七年十二月十二日）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）を実施するため、二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令の一部を改正する 省令を次のように定める。

二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令（平成二十四年国土交通省、環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後

（二酸化炭素放出実績指標の評価の基準）

第四条　（略）

２　前項の表の目標値は、次の表の上欄に掲げる船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数値とする。

船舶の用途	船舶の大きさに関する指標	目標値
一～十三　（略）	（略）	（略）

備考

一　Gt は、総トン数

二　Dw は、載貨重量トン数

三　Rは、次に掲げる暦年の区分に応じ、それぞれ次に定める数値

イ　令和五年 〇・九五

ロ　令和六年 〇・九三

ハ　令和七年 〇・九一

ニ　令和八年 〇・八九

ホ　令和九年 〇・八六三七五

ヘ　令和十年 〇・八三七五

ト　令和十一年 〇・八一一二五

チ　令和十二年 〇・七八五

改　正　前

（二酸化炭素放出実績指標の評価の基準）

第四条　（略）

２　前項の表の目標値は、次の表の上欄に掲げる船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数値とする。

船舶の用途	船舶の大きさに関する指標	目標値
一～十三　（略）	（略）	（略）

備考

一　Gt は、総トン数

二　Dw は、載貨重量トン数

三　Rは、次に掲げる暦年の区分に応じ、それぞれ次に定める数値

イ　令和五年 〇・九五

ロ　令和六年 〇・九三

ハ　令和七年 〇・九一

ニ　令和八年 〇・八九

附　則

この省令は、公布の日から施行する。